

平成29年度第5回
滋賀県大規模小売店舗立地審議会

日 時 平成29年(2017年)11月29日(水)

10時00分～

場 所 滋賀県庁 大津合同庁舎7-B会議室

議 事 次 第

1. 開会

2. 議題

大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について

アル・プラザ彦根 (法第6条第2項 変更)

(仮称)ドラッグコスモス中野店 (法第5条第1項 新設)

3. その他

4. 閉会

〔10時00分 開会〕

1. 開会

(挨拶 記録省略)

2. 議題

大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について

(事務局説明 記録省略)

○会長：これまでの説明で、何か御質問等がございますか。

最後に御説明いただいたアル・プラザ彦根における市役所の一時的な庁舎移転の処理についてに関連して、今回の6条2項の届出は平成31年5月以降の、市役所が元に戻って店舗面積が増えたという状態を想定して届出がされているという理解でいいですね。

○事務局：はい。

○会長：それまでの間、店舗面積が減少していますが、代わりに市役所の機能が入っている状態。それでも、駐車需要は不足していないというのを追加資料で説明していただいている。例えば、31年5月の段階で、改めて、アル・プラザ彦根が何か届出しなないといけないという状態ではないということで、いいですか。

○事務局：はい。元の駐車場台数に戻したという報告のみだと思います。

○会長：分かりました。

他に、何かございますか。

それでは、建物設置者の方から説明いただくことにしたいと思います。

まず、1件目のアル・プラザ彦根の設置者の方からお願いいたします。

アル・プラザ彦根 (法第6条第2項 変更)

○会長：それでは、アル・プラザ彦根の変更届出につきまして、周辺地域の生活環境への影響と配慮事項を中心に、10分ぐらいで御説明をお願いできればと思います。

○設置者：それでは、説明させていただきます。届出書の別添図面2を御覧いただけますでしょうか。

本店舗は、JR彦根駅前に立地しております6階建ての総合スーパーでございまして、店舗の建物の南側に隣接して4階建ての立体駐車場を設けてございます。今回の変更届

出は、その立体駐車場の収容台数を変更するものでございますが、届出書1ページの変更しようとする事項に、①、②で示しております2段階の変更がございます。

①の変更前は、平成15年に大店立地法附則第5条第1項に基づく、当初届出を行った際の届出台数でございます。その後、平成22年に1階の駐輪場、バイク置場を増やしまして、それから1階から4階、各階に身障者用の駐車区画を設けたりしているのですが、①の変更後が、その台数でございます。この変更は、駐車台数を減少させるものですので、法第6条第2項の届出を行ってから実施すべきものでございますが、届出を怠っておりました。申し訳ございません。このことが昨年10月に駐車場の利用実態調査をいたしましたときに判明しましたので、その違法状態を是正するために、まず届出させていただくものでございます。

②の変更は、①の変更後の台数から、屋上の124台を従業員用駐車場として、来客用の届出台数から減少させていただくものでございます。当店舗では、通勤用の駐車場は従業員個人が店舗周辺で別途確保するものとしておりまして、従業員駐車場は設けておりませんでした。立体駐車場の稼働率が低く、特に屋上はほとんど利用されていない状態が続いておりましたので、福利厚生の一環として屋上駐車場を従業員用に開放するということを目的にしております。

届出書の別添図面の3-1から7-2には、ただいま申し上げました①、②の変更前後の立体駐車場、各階の駐車場台数、シャッター等をお示ししております。なお、別添図面の7-1、7-2は5階建物配置図というタイトルになっておりますが、ここは屋上駐車場でございます。②の変更後の合計駐車台数は430台でございます。それに対しまして、指針計算式による必要駐車台数は、届出書3ページの表のとおり、510台でございますので、届出書の4ページに、特別な事情による必要駐車台数の算出を記載してございます。

昨年10月23日の日曜日に利用実態調査をしまして、駐車場の出入口に人を張り付けて、自動車の入退場の時刻ナンバー、乗車人員を記録いたしました。その結果を整理したものが5ページの表1でございまして、この日の最大の滞留台数は14時10分から20分の間の161台でございました。

それから、調査日を含みます1年間のレジ通過客数のデータは図1のようになってございまして、年4回の特別招待会開催日と通常の営業日では来客数の2倍以上の開きが

あるという結果でございます。最大滞留台数が来客数に単純に比例するものとしまして、この年間の最大の来客数と実態調査による来客数の比を調査日の最大滞留台数に掛けまして、年間の最大滞留台数を推定しますと、4ページの上側の式のとおり、407台と算出されます。

駐車時間と乗車人員の集計は、別添の利用実態調査結果の資料の表の最後に載せているのですが、指針計算式で想定されている数値に比べまして、店舗面積が大きい割に、平均乗車人員、平均駐車時間係数ともに小さいという結果ございました。そこで、指針計算式のうち、今の平均乗車人員と平均駐車時間係数の値を実態調査日の値を当てはめまして、必要駐車台数を計算しますと、4ページの下側の式のとおり、389台となります。いずれの推定台数も指針計算式による必要駐車台数を大きく下回っておりまして、当店舗の実態としましては、必要駐車台数は特別な催事日を含めても410台程度と考えています。したがって、今回の②の変更後の駐車台数430台で充足するだろうと考えております。

なお、当店舗は彦根駅前に立地しておりますので、必要に応じて従業員の駐車場利用を制限するという事も可能です。変更後も特別招待日の開催日とかには屋上の駐車場を従業員用の駐車場にしますけれども、そこを一部来客用に開放し、収容台数に十分な余裕を持った運営を行ってまいります。また、万一ですけれども、変更後に駐車台数が不足するようなことがありましたら、屋上の従業員用駐車場を来客用に戻すというような事も含めまして、必要な対策を講じさせていただきます。

以上、簡単に説明させていただきました。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○会長：はい、ありがとうございました。

そうしましたら、委員の皆様から御質問をいただければと思います。アル・プラザ彦根に関する御質問は、すべてこの場でお願いいたします。

まず、私から1点。特別な事情がある場合ということで、実態調査をされていますけど、今回、屋上を従業員用に用意されます。現状、利用実態として、どのぐらい、各フロアの利用率があるのでしょうか。かなり余裕のある状態というふうに見てよろしいですか。

○設置者：そうですね。上階はかなり余裕がある状態です。先ほども申し上げましたとおり屋上に関しては、ほとんど使われていないというのが現状でございます。

- 会長：開店されてから、長い期間たっていると思うのですけれども、例えば開店当初は結構埋まっていて、だんだん減っている感じでしょうか。
- 設置者：オープンは昭和55年、56年ぐらいで、手前みそで申し訳ないですけど、結構繁盛店でした。しかし、時代の流れでお客様がどんどん減ってきたというところで、当初はおそらく駐車場の稼働率が高かったと思うのですけれども、今はお客様の減少とともに駐車場の利用も減ってきたというところですよ。
- 会長：お客さんの数と駐車場の利用台数も、大体比例した感じで増減すると、そんな形ですか。
- 設置者：そうです。
- 会長：分かりました。他に、いかがでしょうか。
- 委員：この駐車場の利用実態調査の資料を見ますと、8時半までに入退場する車両があるようですが、駐車場は8時半から開けているのですか。
- 設置者：開店の30分前から開けています。
- 委員：今日配布されました、過去の届出概要を見ますと、8時45分から駐車場利用が可能という届出になっています。もし、実態調査の資料のとおり、8時半より前から開放しているのであれば、届出をする必要があるのではないのでしょうか。
- また、実態調査資料では、開店前から車が止まっていたという資料になっていますが、それは夜の間ずっと駐車場に止めていて、退出されたというお客様の車になるのでしょうか。
- 設置者：店舗の駐車場はゲートで管理しておりまして、お客様の利用時間としては、これまでに届出している時間帯ですけれども、それ以外の時間帯も使用することは可能という状況です。そのため、店舗に関係のない車が夜に止めて、朝方に退出されるということもあると思います。
- 委員：実態調査資料を見ていますと、駅前の駐車場ですので、店舗に関係のない便利使いのような利用者もあると思うのです。夜間に、駐車場は閉めるのでしょうか。
- 設置者：何時だったかは、はっきり覚えてないのですが、閉めています。
- 設置者：調査時間については、調査日の営業時間でありまして9時から20時の前後30分で調査しております。ただし、届出書にも記載しているのですけれども、アル・プラザ彦根の建物の中には、学習塾とかの併設施設等も入ってまして、これらが22時な

どの時間までやっておられまして、小売部分が閉店後も残っている車はあったということとでございます。

○委員：営業時間というのは、アル・プラザの平和堂部分の営業時間であって、おそらく他のテナントも入っているのではないのでしょうか。

○設置者：小売店はすべて一緒の営業時間です。

○委員：では、学習塾だけ違うということでしょうか。

○設置者：小売部分に関しては、現在、届出している営業時間内で営業しておりまして、小売部分の駐車場利用可能時間帯は前後30分です。立地法の対象とならない非物販の部分に関しては、もう少し遅くまで開業、駐車場開放しております。

○委員：駐車場は、例えば、学習塾などの利用者の利用が終わった後も出入り可能ですか。

○設置者：出入りは可能です。

○委員：朝も出入りは可能ですか？

○設置者；朝も可能です。

○委員：24時間なののでしょうか。

○設置者：24時間利用可能というわけではないです。

○委員：駐車場の入退場の管理はゲートですか。

○設置者：そうです。店舗には学習塾やダンス教室、着付け教室など小売以外の業種が入っていらっしゃいます。また、駅前の店舗という特性上、送り迎えなどにより、入っても、すぐ出たり、入ってきたときに乗っていた人数と、出ていくときの人数が変わっていたりというのがありました。調査をしてみますと、おそらく買い物客とは違うのだろうという利用をされているように思いました。

○会長：店舗としては9時から20時まで営業されていて、物販以外のテナントが、店舗の営業時間と異なっていて、小売以外のテナント利用者が店舗の営業時間外に駐車場を利用すると、そういう理解でよろしいですか。

○設置者：そうです。

○会長：他に、いかがでしょうか。

○委員：届出書の7ページの防犯対策に記載の13番、これはキャッシュコーナーのことですよね。その中で、「振り込め詐欺などの利用者に対する注意喚起等に努めます」というところが気になりました。よくキャッシュコーナーで見ますのはステッカーを張っ

ているところかと思いますが、そのほかに何かお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○設置者：今のところは、今、お話のありましたステッカーでの注意喚起というところでは、お互い協力してやりましょうということで、金融機関と連携はしております。例えば、金融機関からこういう対策をしてほしいとか、逆に金融機関からこういうことを話してほしいとかやり取りはあります。

○会長：他に、ございますか。

○委員：これまで営業されていて、夜遅い時間帯に駐車場の出入りによって、騒音に関する問題、苦情が、近隣の方からお話があったということがないか確認させてください。

また、従業員の方の駐車場を新たに設けられるということですが、利用見込としてどれぐらいを想定されているのでしょうか。

もう1点、市役所の移転によって、一時的に駐車場台数が減少するというので、減少後の377台というのが一定期間続くということです。その減少時に、繁忙期の対応等、どうされるのでしょうか。

○設置者：まず、騒音に関しまして、苦情等、近隣の方からの問い合わせというのはございません。それから、2つ目の従業員数ですけれども、120人ぐらいが車で来るというところを想定しております。最後の御質問に関しましては、特別招待会など催事日に関しましては、従業員が車で店舗に来ることを避けることで、屋上の従業員用駐車場を開放して対応していきたいと考えております。

○委員：分かりました。

○委員：これは、運用ですので事務局の方にお聴きした方がいいのかもしれませんが、塾などがあって23時まで開放されているとなると、夜間の規制基準にひっかかってくるかと思うのです。塾などの運営により発生する騒音というのは、どう考えればよろしいのでしょうか。

○事務局：これは、先ほど設置者から御説明がありましたように、立地法の対象外であります併設施設ということでございます。騒音予測に関しましては、併設分の予測をしても良いのですが、基本的に小売店舗から発生する音を予測することで足りるものでして、併設施設であります進学塾などに通われる方が、駐車場に入退出するときに発

生ずる騒音というのは、明確に分離されていれば予測の対象外としても差し支えないと考えております。

○委員：住民にとっては、同じような影響を受けると思うのですけれども、対象外ということなのですね。

○事務局：基本的には対象外としてもよく、併設施設からの騒音が相当と考えられる、例えば、小売部分より併設部分が大部分を占めるなどであるなら予測することを妨げないものとなっております。

○委員：分かりました。

○会長：大規模小売店舗立地法では小売店舗だけが対象なのですが、小売店舗以外のいろんな施設があります。そういう小売以外に対する騒音に関する届出制度といったものは何かあるのでしょうか。

○事務局：開発や工事とかでしたら、立地法で明確な基準値が定まっていないことから、騒音予測において、その基準を参考として使っている「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」というのがございます。この基準を順守してくださいというような、開発許可条件を市町において付すことはございます。

立地法以外の併設施設で開業後となりますと、騒音規制法や環境基本法などの基準を目安に運営するものではないかと思えます。

○会長：この小売店舗の届出制度みたいなものは特段なくて、規制としてあるということですか。

○事務局：届出があるか、ないかというのは今確実なことを申し上げることはできないのですけれども、基準としては、別の法律があるということです。

○会長：小売部分だけの店舗の場合と小売部分と他の業種が併設になっている場合で、騒音に関する議論で扱いが変わるといけませんので、公平になるようにはした方がいいと思えます。

○事務局：補足しますと、小売店舗の予測を行えば足りるのですけれども、指針をそのまま読み上げますと、「小売店舗以外の施設が併設されている場合における小売店舗以外の施設」これを併設施設というのですけれども、この併設施設の事業者においても、当然に小売店舗と同様の対応は求められているということは留意しなければならないとなっております。予測するか、しないかというのは別問題として、建物設置者としては併設

施設に対しても、我々と同じような方向性でやってくださいというように声をかけるなど行い、そして併設施設側もそれに応じるというような点は必要かと思えます。

○会長：他に、いかがでしょうか。

特に御質問がないようでしたら、アル・プラザ彦根に関する御質問はこれで終わりたいと思えます。

どうもありがとうございました。

○設置者：ありがとうございました。

○会長：では、続きまして、（仮称）ドラッグコスモス中野店の新設届出につきまして、説明をお願いできればと思えます。

（仮称）ドラッグコスモス中野店 （法第5条第1項 新設）

○会長：（仮称）ドラッグコスモス中野店の新設届出につきまして、周辺地域の生活環境への影響と配慮事項を中心に、10分ぐらいで御説明をお願いできればと思えます。

○設置者：それでは、お手元の資料、届出書に基づきまして、本件の配慮事項等について御説明をさせていただきます。本件の店舗計画ならびに交通、騒音の環境調査の結果等につきましては、事務局から既にお話がされているかと思っております。

配慮事項等につきまして、まず騒音の面でございます。中野店におきましては、夜間の営業は予定しておりません。21時45分で閉店という形で届出をさせていただいております。この21時45分という時間帯につきましても、年末の繁忙期ですとか、増税前の特殊需要に対応するための営業時間でございます。通常営業は10時から21時までを予定しております。

既存店の営業状況と照らしますと、お客様におかれましても、遅くとも21時15分、閉店後15分ぐらいで場内から御退場いただけたらと思っております。夜間に店舗からの発生する音については冷凍・冷蔵の室外機のみとなります。

騒音の予測におきまして、夜間の最大値において店舗敷地の北側3地点におきまして、規制基準を超過する現象が認められました。これにつきましては、最寄りの住居の敷地境界で改めて予測を行いましたところ、求められる規制基準を下回るという結果が得られておりますので、開店後におきましても、大きな御迷惑をかけるといったようなことはないと考えております。

また、荷さばき、廃棄物収集作業につきましても、日中、音は発生いたしますが、最寄りに住環境の立地がないことから、作業音につきましても問題ないものと考えております。ただ、音につきましては、お聴きになる方の受忍限度等も関係してきますので、基準値をクリアしたから問題ないと一概に言える環境要素ではないと考えております。設備機器につきましては常時メンテナンスをかけまして、メーカーのチェックとともに、劣化音の発生防止に努めます。

作業音につきましても、作業時間の短縮化等を店舗側で取り組んでいきます。なお、県内の既存店では苦情なく営業させていただいているところでございます。

次に、交通につきまして、立地法の指針算定式に基づきます発生台数にて交通量予測を行いましたところ、予測地点におきましては、基準となる1を超えない数値になっておりますことから、交通量という観点では開業後も問題ないというふうに考えています。

安全面につきましては、まず計画地の駐車場の出入口の前面倒路は中央分離帯がございますので、左折イン、左折アウトというところが物理的に実行できる状況となっております。来退店の経路につきましては、お客様にオープン時のチラシ、常時のチラシ等で御案内をさせていただき予定となっております。駐車場の出入口の前面歩道は、地元小学校の通学路指定がなされております。朝の登校につきましては、オープン前であり、問題ないと考えております。また、開店中につきまして、下校の時間が重なりますけれども、県下の既存店でも同様に小学校等の通学路が指定されている店舗で問題なく営業させていただいております。中野店につきましても、県下既存店同様の運用で臨みたいと考えております。また、搬入車両が営業時間中に入ってきますけれども、登下校の時間をなるべく避ける形で、子どもたちの安全を確保してまいりたいと思っております。

その他、防犯につきまして、駐車場内をはじめ店内に防犯カメラを随所に設置しまして、防犯環境を整える店舗となります。地元警察様の方にも、周辺で発生した犯罪情報等を短時間で教えていただけるといったような取組もしてまいりたいと思っております。県下の既存店では、これまで大きな問題なく営業させていただいておりますので、同様の運用をさせていただきたいと思っております。

なお、立地法の届出後、説明会を開催しましたところ、参加いただいた住民様は4名という小人数でございました。御質問につきましても、その場で御回答させていただ

ており、本日の時点に至るまで、問い合わせ等の連絡は入っていないという状況でございます。

最後になりますが、建物の色目につきまして、追加の資料でお示ししておりますように、アイボリー色を基調とした落ち着いたある配色というふうな形で、華やかな色目の採用を控えております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長：どうもありがとうございました。

そうしましたら、委員の皆様から質問をいただきたいと思っております。

御質問は、すべてこの場でお願いいたします。

○委員：夜間の最大値が3地点でオーバーしているということにつきまして、思っていた以上に丁寧に御説明していただきました。設備機器に関しては、北の端に置かれているのですけれども、南に設置すれば住居から遠くなるなど、夜間騒音に関して問題の少ない運営もできたのではないかと思うのですが、御検討はなさらなかったのでしょうか。

○設置者：基本的に店舗計画立案の段階で、お店として都合のいいところで設備機器を配置しています。今回の店舗の場合ですと、変わった地形の土地に立地することになっておりまして、その土地に長方形に近い建物を置くといったなかで、空いているところやバックヤードに近い場所等に設備機器を置き、

騒音の予測を行いまして、基準と照らし合わせて問題なければ、その場所で設置を決定するという流れになっております。今回も、最寄り住環境がありますが、基準値が他に比べ、厳しいと考えられる40dBという中で住居敷地境界では問題ない形となっておりますので、当初の店舗計画に基づき、届出の配置を採用させていただいたところで

○委員：将来、住居が近くに建つということがありましたら、御対応いただきますようお願いいたします。

○設置者：はい。その場合には、適切に対応しなければならない店舗だと考えております。

○会長：他に、いかがでしょうか。

図面を見ますと、前面道路の東側は大きな通りに面していますが、西側はかなり狭い道路で丁字路になっているようです。店舗への誘導経路は東側から入って、丁字路でU

ターンして、入店というなかで、入店に関しては、店舗出入口前面道路の西側の道路を使って来店されるようなことがあると、狭い道路だと思いますので危ないと思うのです。

届出の店舗への誘導計画どおりに来ていただくよう、お客さんへの案内等については、先ほどチラシ等でという話がありましたけど、店舗西側の狭い道路に入らないような対策はあるのでしょうか。また、丁字路で行き止まりになっているということは、将来的には、西側に道路が延伸する計画があるのではないかと思います。

延伸された場合、現地周辺の状況が変わるので、誘導計画も見直しの可能性があると思うのですが、このような場合の想定等はされていますでしょうか。

○設置者：現在の道路の状態で店舗西側の狭隘な道路に入り込まないようにという案内でございますが、まずはチラシ等で店舗への案内経路を周知したいと思っております。そのような取組を行うなかで、店舗西側の地区内の道路にコスモス中野店が開店した後、交通量が増えたであったり、危険が増したということであったりというような声が地元の自治会様から寄せられた場合は、現況把握し、対応の策定することになるかと思えます。

私が届出前後に、何度か実地調査をしましたところ、店舗の西側道路に入られるのは南西側からの車両でした。私が実際に店舗の南西側から店舗計画地に向かう際に、店舗の西側の細い道路を歩いて来店する場合と、店舗東側の県道を通って来店する場合とを比べてみましたところ、県道の方が時間はかかりますけれども、広い県道を通る方が、転回という作業が入りますけれども、運転に対するストレスの感じなさや通やすさというのは格段に上でした。狭い道路ですので難しい離合が発生することから、運転技術に自信のない方や御高齢の方は、店舗東側の広い道路を選択されると思います。

将来的に、道路が西側の県道まで接続した場合ですけれども、そのときは誘導経路について、地元の警察さんと調整の上、再検討ということになるかと思えます。そのときは、おそらく接続された道路を経由して店舗へ左折でアプローチされると思われます。退店経路につきましては、迂回経路という形になりますが、中央分離帯のある道路ですから、店舗計画地を左折で出させていただいて、東側の県道を北回り、あるいは南回りで西方面に帰ることになると思います。

○会長：他に、いかがでしょうか。

○委員：日本の道路はUターンができない所が多いので、日本のドライバーは一般的にUターンできないというふうに思っている人が多いと思います。今回の届出のような店舗への誘導経路を設定されるというのは、一つ安全上の工夫として必要だと思うのですが、Uターンできるというメッセージを伝えていただく必要があるのではないかと思います。

もう1つ、先ほど御説明の中で、通学路の問題等で県内の他店舗と同様の扱いをしたいと思いますという御発言があったのですが、同様というのは、どういうレベルのものにするのか。その点、ちょっと確認させていただければと思います。

○設置者：県内で小学校が間近にある場所ですとか、高校が間近にある店舗におきましては、通学路注意など、歩行者注意の案内看板を駐車場の出入口に掲示しております。まずは、その掲示が必要であれば、その掲示からしていきたいというふうに考えております。

○委員：先ほどの店舗西側の狭隘な道を使い来退店されるという問題と同様で、地元等から何か声が上がった場合においては、対応を御検討いただけるというような理解でよろしいでしょうか。

○設置者：はい。もともと通学路注意の看板は付けるつもりでおりますので、それは御要望が出るか出ないかにかかわらず、付けさせていただきたいと思っております。

また、私どもの場合は、営業時間が通常10時からになっていますので、登校の児童とかは対象外です。学年によっては下校がばらばらになると思うのですが、下校ときは一番注意が必要なところですので、その点については注意が必要な認識を持っておりますから、きちっと告知をして、事故の防止に努めていきたいと思っております。

○委員：臨時駐車場を設ける場合もあると記述されていますが、地図上ではどの辺なのかということと、その場所は常時確保して、臨機応変に対応できるようになっているのでしょうか。

○設置者：現時点で、この場所という臨時駐車場の場所選定までは至っておりません。また、既存店のお客様の来店状況からしますと、常時必要といったような状況にはならないと思います。

○会長：他に、いかがでしょうか。

そうしましたら、特に御質問等ないようでしたら、ドラッグコスモス中野店に関する質問は、これで終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○設置者：どうもありがとうございました。

○会長：それでは、ここで5分ぐらい休憩をとりまして、11時7分ぐらいから始めようと思います。

[11:02 休憩]

◇

[11:07 再開]

○会長：それでは、審議の方、再開したいと思います。

2件ありますので、まず、アル・プラザ彦根の届出内容について御審議をいただきたいと思います。

内容としては、駐車場の台数の変更届出ということで、指針を下回る駐車場ですので、その件に関するのでしょうか。途中で併設施設の駐車場の利用時間という話がありましたが、小売店舗が対象ですので、併設部分に関する意見を出すことは難しいかなと思います。

何か御意見等、ございますか。

意見と付帯意見とありますが、「意見はなし」でよろしいでしょうか。

それでは付帯意見として、駐車場の台数が指針を下回ることになりますので、その内容について、読み上げます。

「今回の届出における駐車場台数の変更は、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針の基準を下回る駐車場台数であることから、渋滞等の問題が预见される場合、または生じた場合には指針の必要台数を尊重し、速やかに駐車場を確保するとともに、必要に応じて建物設置者が地域住民、道路管理者および交通管理者等と協議し、交通整理員の配置等、適切な対策を講じられたい。」と、こういった文言を付けてはと思いますが、いかがでしょうか。

何か追加すべき意見等ありましたら、お願いします。

そうしましたら、アル・プラザ彦根に関しては、「意見はなし」で、付帯意見は今申したような内容を付けるということにしたいと思います。

2件目のドラッグコスモス中野店につきまして、何か御意見等ございますか。

こちらの方は、騒音が基準値を上回っているということと、新設ですので、来店客の誘導というお話と、前面が通学路ということで、通学路の安全とかいったあたりが審議されたところかと思えます。

何かございますか。

まず、意見と付帯意見の中で、「意見はなし」でよろしいでしょうか。では、付帯意見として、ちょっと項目が多いのですが、案を読み上げますので、それに関してまた追加等で意見をいただきましたければと思います。まず、騒音に関しまして、

「騒音の環境基準値および夜間最大値の基準値を超過する地点があることから、近隣住民から騒音をはじめとする苦情や意見が出た場合には、誠意をもって対応協議し、必要に応じて適切な対策を講じられたい。また、来客が駐車場を利用することができる時間帯に確実に退出するよう対策を講じられたい。」と、騒音に関してはこういった付帯意見を付けてはと思います。

それから、交通に関して何件かありますが、まず1つ目が、「出入口に面する道路は中央分離帯が設置される道路のため、交通整理員の配置、経路誘導看板の設置および路面表示を行うなど、出入り口の入出庫方法の実効性の確保対策および十分な交通安全対策を講じられたい。」。

それから、「店舗の来退店車両および荷さばき車両等により、児童生徒をはじめとした店舗周辺の通学路を通行する者に危険が生じないように、交通安全対策について配慮されたい。」。

最後に、「周辺道路の交通ならびに通行車両による住宅地域への影響を緩和する適切な誘導計画を実施するため、新規開店時をはじめ繁忙日においては、交通整理員の適切な配置およびチラシによる周知など、来退店車両誘導の徹底、その他適切な方法により十分な交通対策を講じられたい。」と、こういった付帯意見を付けてはと思いますが、いかがでしょうか。

何か修正点等ありましたら、お願いします。

そうしましたら、ドラッグコスモス中野店につきましては、4点付帯意見を付すこととさせていただきます。

では、以上で、2件の審議を終えました。

今、審議しました内容を滋賀県大規模小売店舗立地審議会運営規程第7条第1項に基づき、知事へ答申いたしますので御了解をいただければと思います。また、知事の答申文の案文につきましては、後日改めて、委員の皆様にも確認をいただいた上で、答申するというところでよろしいでしょうか。

それでは、事務局から報告事項等がありましたら、お願いいたします。

3 その他

○事務局：長時間、御審議ありがとうございました。

それでは、まず報告事項といたしまして、滋賀県大規模小売店舗立地審議会運営規程第6条に基づきます議決を経ない報告案件が1件ございますので、御説明させていただきます。

本日、机の上に配付させていただいておりますホッチキス止めの表紙が議事次第となっております概要資料の17ページ、資料No.4を御覧ください。

今回、報告事項といたしますコメリパワー水口店の概要となっております。

コメリパワー水口店に関しましては、届出が平成29年4月19日にされておりまして、変更内容に関しましては、敷地内に中古車販売店を誘致することから、荷さばき施設の位置変更等をするものでございます。

同じく概要資料の19ページを御覧ください。変更に伴う等価騒音の予測の結果でございます。結果といたしましては、全予測地点において基準値以下となっております。夜間最大値に関しましては、19ページの下側から記載させていただいておりますけれども、b1、b2、c1およびc2で超過する予測結果となっております。しかしながら、これらの地点に関しましては、中古車販売店ができることによって発生する騒音源ではなく、同一敷地内の既存の施設でございますスーパーマーケットのバローの運営によって発生する騒音源でございます。

こちらの案件に関しましては、概要資料の最後の31ページでございますけれども、議決を経ない報告案件の判断基準の⑦、⑨、⑩に該当しますので、今回、報告事項とさせていただきます。

しかしながら、今回の変更に関しましては、中古車販売店ができたことによってこれまで発生していなかった時間帯、場所において、騒音が発生するというところでござい

すので、資料が前後して申し訳ないですけれども、概要資料の20ページに記載の付帯意見として、「店舗の新設に伴い、住民から騒音をはじめとする苦情や意見が出た場合には、誠意をもって対応、協議し、必要に応じて適切な対策を講じられたい。」という文言を付けさせていただきたいと存じます。

審議会で議決を経ない案件の報告に関しましては、以上でございます。

続きまして、連絡事項でございます。同じく概要資料の30ページを御覧ください。

次回審議会の審議予定案件に関しましては、新設が3件となっております。

まず、左側でございますけれども、大津市で営業予定の（仮称）ドラッグコスモス下阪本店でございます。本日も御審議いただいたところでございますけれども、設置者は株式会社コスモス薬品となっております、主に医薬品を扱う店舗でございます。

2件目は、表の真ん中、（仮称）トライアル湖南店でございます。設置者は、九州の方に本社を構えております株式会社トライアルカンパニーとなっております、24時間営業の総合スーパーとなっております。

3件目ですが、表の右側でございますけれども、近江八幡市で営業予定の（仮称）スーパーセンタートライアル近江八幡店でございます。設置者に関しましては、湖南店と同様の株式会社トライアルカンパニーとなっております、こちらも24時間営業の総合スーパーとなっております。

次回審議会に関しましては、1月下旬から2月上旬の予定でございます。日程調整に関しましては、追ってさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○会長：はい、ありがとうございました。

今の報告事項に関しまして、何か御質問等ございますか。

○委員：トライアルという24時間スーパーは、滋賀県に多いのでしょうか。

○事務局：今のところでしたら単独店で大津市内と彦根市内、あとは彦根市内にある複合商業施設内に1店舗でございます。

○委員：それはすべて24時間営業ですか。

○事務局：24時間です。

○会長：他に、いかがでしょうか。

そうしましたら、これで本日の会議を閉会としまして、進行の方にお返ししたいと思います。

4. 閉会

○中小企業支援課：本日は、長時間にわたりまして御審議を賜りまして、まことにありがとうございました。

次回は1月、2月ごろになりますけど、またよろしくお願ひします。

本日は、どうもありがとうございました。

〔11：20 閉会〕